令和８年度 第２回赤磐市上下水道事業審議会次第

日　時　　令和８年９月３０日（水）
　　午後２時～
場　所　　赤磐市東庁舎２階会議室１

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題
（１）水道事業の今後の事業案について

（２）下水道事業の今後の事業案について

（３）上下水道料金改定案について

（４）その他

４　閉　　会

（１）水道事業の今後の事業案について

・令和 10 年度、令和 14 年度で岡山県広域水道企業団からの受水費が増額となる。

⇒仕入れの経費が増加する。営業の経費のため、料金の値上げで対処する。

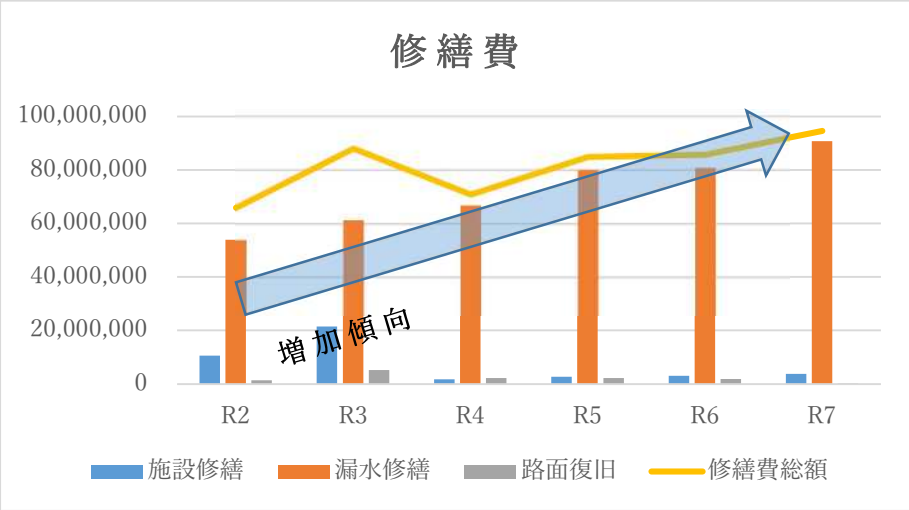
令和 10 年度・・・構成団体全体で 8.1%値上、赤磐市は 75,000 千円増加

令和 14 年度・・・構成団体全体で 8.0%値上、赤磐市は 44,000 千円増加

・更新を待つ期間が長ければ、その分漏水修繕が多発する。

⇒修繕費をできるだけ抑えたいが、増加傾向。

工事業者への支払い（人件費、材料費が高騰）も増加している。



修繕費は料金で賄っているため、修繕費が多いと営業の収支を圧迫する。

⇒早期の更新工事が必要。

・大規模団地の管路の減価償却（50 年）が終了していくので、今以上に更新工事が必要となる。（管路経年化率赤磐市 53.0%、全国平均 26.8%）

⇒工事費に充てるため、新設・改造工事の際の加入負担金を増額する。

⇒不足分を内部留保資金（今までの剰余金）などで全額賄ってきたが、企業債の借入で補てんし、資金の減少を食い止める。

なお、借入については、未来への投資となり世代間での公平な負担となるので借入が営業活動の妨げにはならない。

⇒優先順位をつけて影響範囲の大きいところから着手していく。

★目標　次世代へ安全安心のインフラ整備を実施する

未来への投資を行い、必要な経費は確保する。

令和 17 年度で資金残高を確保し健全な収支を実現する。



（２）下水道事業の今後の事業案について

（今までは）

下水道事業は、以前は特別会計で運営しており公費を全額充てて運営していたが、国の方針により経営状態を明らかにするため、令和２年度から公営企業となった。
⇒独立採算で運営していくようにしなければならない。

・毎年の繰入の減額３億円という一般会計からの要請の中、できうる限りの下記のような資金確保行う。
一般会計からの繰入（税金で補てん）を 11 億円⇒8 億円に

（今後）

１）　不足分の資金を緊急的に確保する。

借入の繰延（資本費平準化債の借入）

◎資本費平準化債とは？

企業債（下水道事業債）の償還期間（30 年）
建設改良で取得した資産の減価償却期間（50 年）
世代間の利用者負担に偏りが生じるため、その偏りを解消する。
未来の使用者も償却終了まで負担する。

期間の差
20 年

２）建設改良費については、国庫補助金の交付が不透明になってきており、当面の間、予算の配分内で管路、施設の更新工事は精査し行う。



今後必要な下水道事業（資本的支出）

《維持》	《新設・計画》
下水道管路改築更新 下水道処理場改築更新 マンホール蓋更新	新設：下水道未普及対策 計画：下水道計画策定

今後の下水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や、耐用年数である 50 年を超える老朽化管路の急増を背景に、「新設」から「維持・更新・広域化」へと大きく舵を切っていく必要がある。

・起債の償還が一旦落ち着く令和 16 年度に向けて、施設の維持管理や今後の投資計画を再構築する。
・公費（税金）の再配分を考え、汚水処理の方法や災害対策について

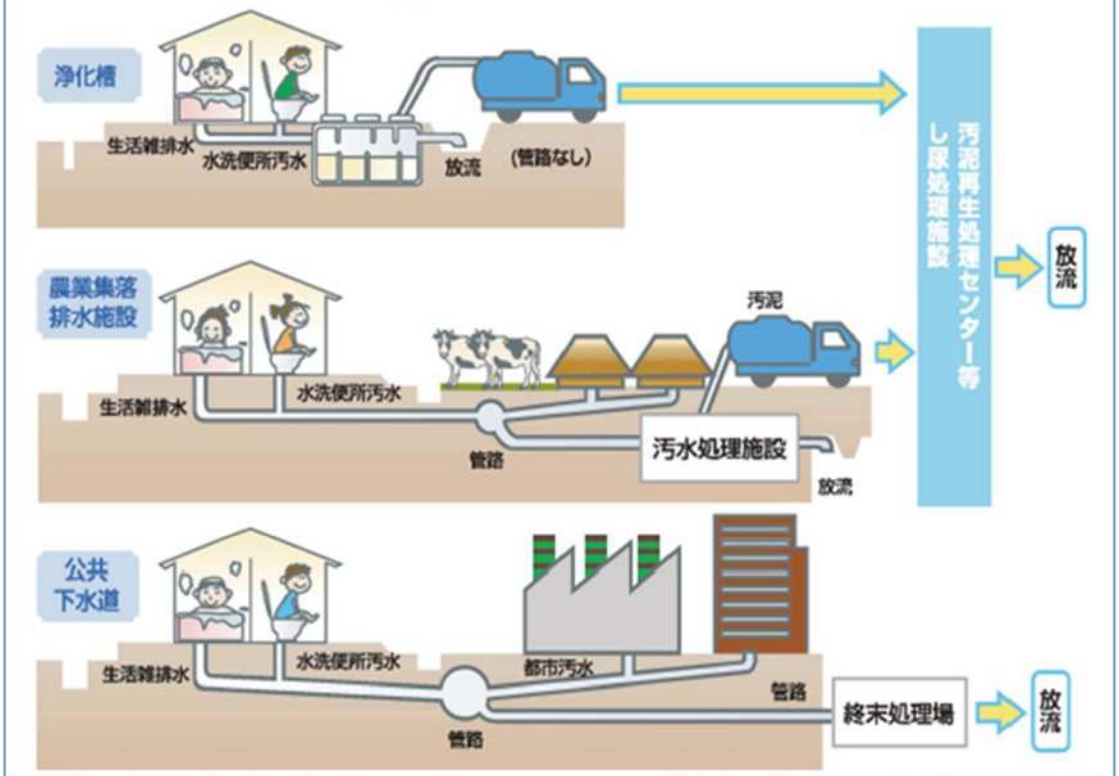
検証、最適化する。（例：水道の普及率 99.8%、市の人口をほぼカバーしている。）

⇒汚水処理方法・・・下水道・合併浄化槽・し尿汲み取り

3）受益者負担として、物価高騰も含め使用料改定を行う。

使用料改定を行い、継続的に経費回収率（使用料で賄う汚水処理にかかる費用）100%以上を目指す。

<浄化槽の主要な処理プロセス>



（出典）環境省資料（日本環境整備教育センター『生活排水処理施設としての浄化槽』掲載）

・浄化槽による処理水は近くの側溝等を通じて放流

・浄化槽汚泥は、し尿処理施設や汚泥再生処理センター等に収集・運搬され処理する。

★目標　汚水処理の最適化を図り、次世代のまちづくりを推進する

維持管理費を確保しつつ、令和 17 年度で資金残高を確保し健全な収支を実現する。更新については、時代に適した計画を再構築する。

《参考》下水道使用者一人当たりの公費（概算）令和７年度決算より

・基準外繰入金/下水道接続人口（農集含む）

715,060,000 円/34,560 人　　@20,690 円

下水道を使用しているだけで４人家族であれば、82,760 円税金が充てられている。

＝下水道が来ていない地域との間で不公平が生じている。

（３）上下水道料金改定案について

★水道料金算定条件

目　　標：①令和 17 年度時点で資金残高 20 億円以上を維持
⇒収支見通しにより、令和 14 年度の 2 段階目の料金引き上げから安定経営に。
②令和 14 年度時点で、料金回収率 90％以上に。

算定期間：令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間
令和 12 年度決算で再度見直し

算定条件：①岡山県広域水道企業団の受水費の引き上げが令和 10 年度、令和 14 年度の 2 段階になっている。
これにより、**令和 10 年度（令和 10 年 3 月検針時）から 20％、令和 14 年度（令和 14 年 3 月検針時）から 15％水道料金を引き上げ**る。
②建設改良費の 1/2 を起債。ただし、利率 5％超えたとき再度見直しする。

★下水道使用料算定条件

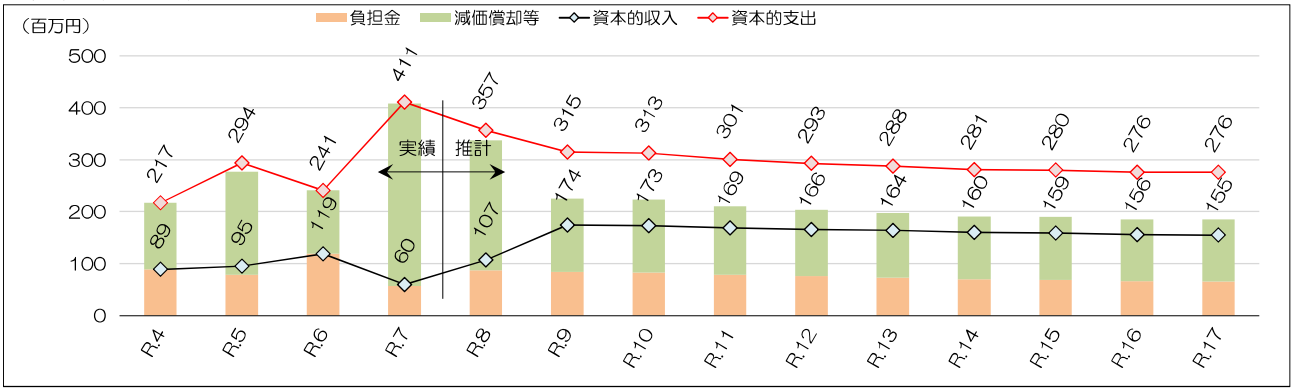
目　　標：令和 17 年度時点で資金残高 6 億円以上を維持
⇒維持管理、未普及対策の各事業を効果的に行う。

算定期間：令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間
令和 12 年度決算で再度財務諸表の検証

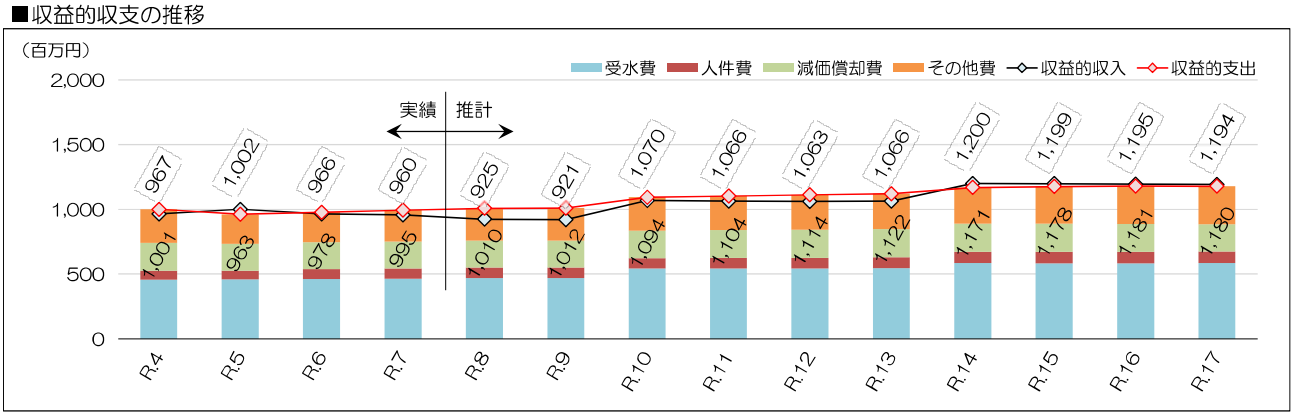
算定条件：①令和 8 年度一般会計繰入金は 11 億円のところ、令和 9 年度以降は 8 億円までに抑える。また、基準内、基準外繰入の仕分けを精査して市全体として利益がある使い方を検証する。
②使用料値上げまでの収支が最も厳しいので、資本費平準化債を令和 8 年度で借入することを検討し、金利の急上昇に備え早めの借入を行う。
③山陽浄化センターの委託が令和 8 年度で終了するため、令和 9 年度からの契約について約 1 億円程度委託料が増加と見込んでいる。
④建設改良費については、国庫補助金がなくなることも想定して投資計画を見直しした。
⑤令和 10 年度（令和 10 年 3 月検針時）から 20％、令和 12 年度（令和 13 年 3 月検針時）から 25％、下水道使用料を引き上げる。

水道事業

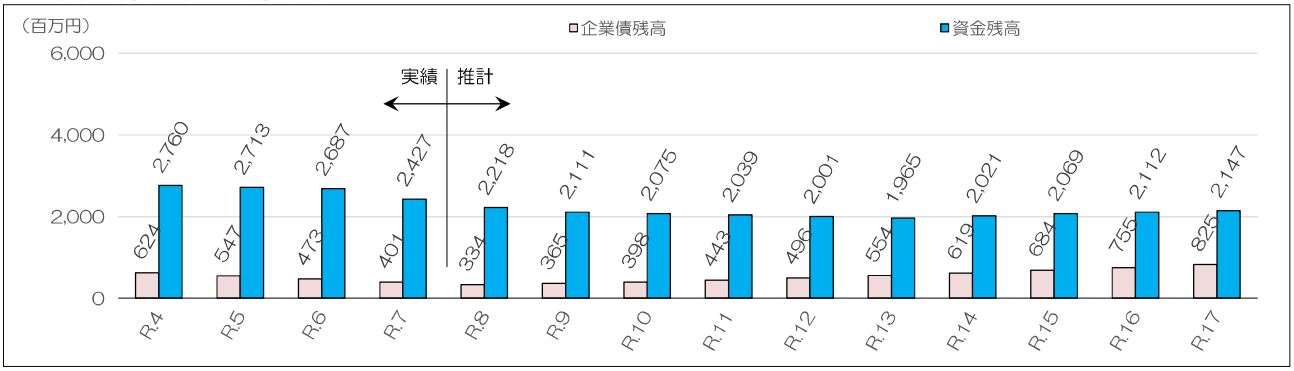
■資本的収支の推移



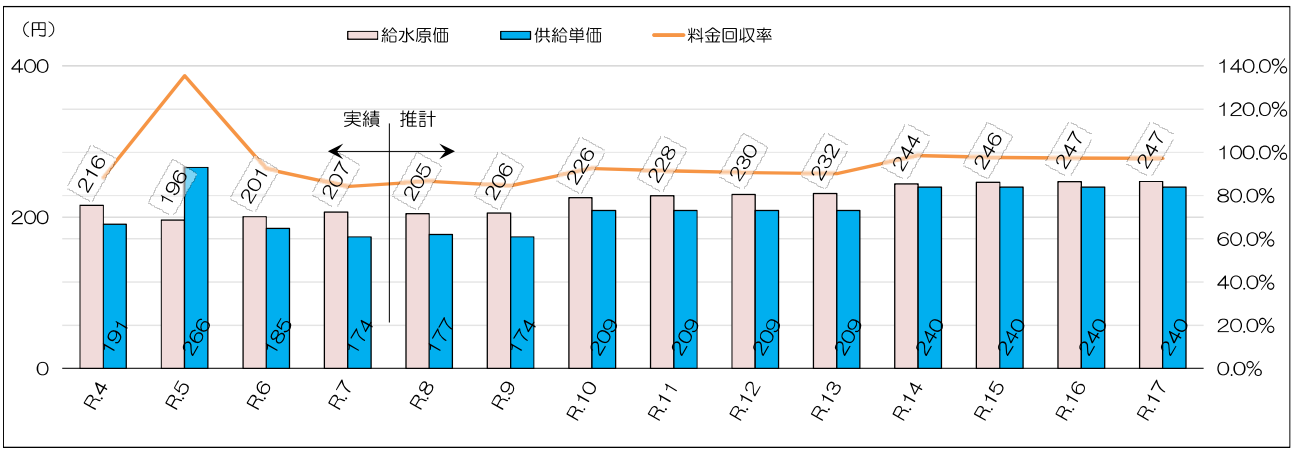
■収益的収支の推移



■企業債残高及び資金残高の推移

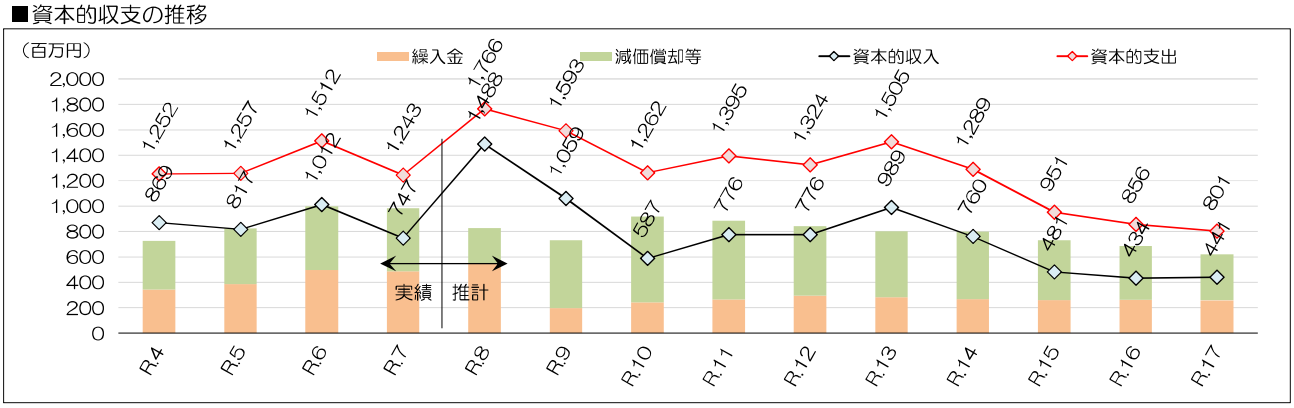


■給水原価及び供給単価の推移

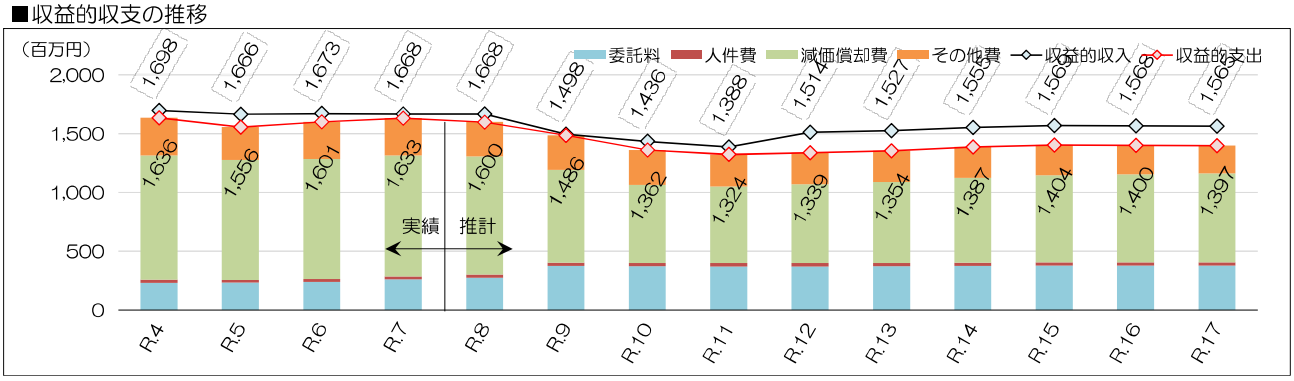


下水道事業

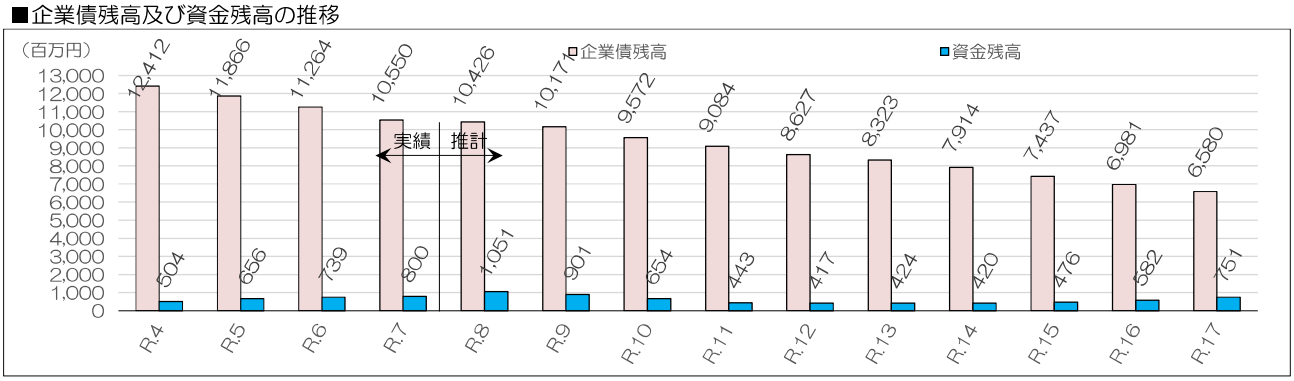
■資本的収支の推移



■収益的収支の推移



■企業債残高及び資金残高の推移



■使用料単価・汚水処理原価・経費回収率

